

原子力災害に関するたい肥等の施用・生産・流通の自粛

福島県農林水産部

1 高濃度セシウムが含まれる可能性があるたい肥等の施用・生産・流通の自粛について

平成23年7月25日付けの「がんばろう ふくしま!」農業技術情報(第12号)により、「福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」でお知らせしたところですが、以下のとおり家畜排せつ物等を取り扱うよう、農林水産省より通知がありましたので、適切に対応してください。

「がんばろう ふくしま!」農業技術情報（第12号）からの変更点

①対象家畜

前号は牛のみが対象でしたが、豚・家きんを除く家畜が対象となりました。

②植物性たい肥原料：

原子力発電所事故後に収集された樹皮（たい肥用に限る）、落ち葉、雑草等の利用の制限、これらを利用して生産したたい肥の利用が制限されました。

(1) 原子力発電所事故後に生じた家畜（豚・家きんを除く。）の排せつ物の取扱いについて

ア 有償・無償にかかわらず、譲渡しないこと。

イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第3条第2項に基づく管理を行う場合を除き、たい肥を生産しないこと。

(2) 原子力発電所事故後に収集された植物性たい肥原料（樹皮（たい肥用に限る）、落ち葉、雑草等）の取扱いについて

ア 有償・無償にかかわらず譲渡しないこと。

イ 事故前に収集されたものであっても、事故後に包装されることなくほ場等の屋外に放置されていたものも同様の取扱いとすること。

(3) たい肥の取扱いについて

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第3条第2項に基づく管理を行う場合を除き、上記の家畜排せつ物または植物性たい肥原料を調達し、これらを原料としてたい肥を生産、譲渡しないこと。

(4) 農地土壌への施用について

ア 上記の家畜排せつ物もしくは植物性たい肥原料またはこれらを原料とするたい肥を、農地土壌に施用(土壌改良資材としての施用を含む。)しないこと。

イ 事故前に生産されたものであっても、事故後に包装されることなくほ場等の野外に放置されていた場合も同様の取扱いとすること。

(5) 適切な管理について

家畜排せつ物、植物性たい肥原料、たい肥が滞留する場合には、適切に管理すること。

2 関連情報

- (1) 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について(3月21日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/seisan_110321.pdf
- (2) 稲わらの利用に関する指導等について(農林水産省抜粋)
URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/110715.html
- (3) 原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について
(平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長及び生産流通振興課長通知)
URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/pdf/110715-01.pdf
- (4) 「がんばろう ふくしま！」農業技術情報第12号(平成23年7月25日発行)
(原子力災害に関する農作物の技術対策)
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gi_jyutsufukyuu/06ganba_joho/ganba12H230725.pdf
- (5) 「がんばろう ふくしま！」農業技術情報第6号(平成23年7月25日発行)
(原子力災害に関する牧草等の利用と放牧の実施)
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gi_jyutsufukyuu/06ganba_joho/ganba6shiryohH230725.pdf

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gi_jyutsufukyuu/seiikugijyutsujyohou.html

モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます)



モバイル版 QRコード